

資料編

資料1. 松江市環境関連条例

資料2. 計画策定経緯

資料3. 諮問・答申書

資料4. 松江市生活環境保全審議会委員名簿

資料5. 進行管理指標一覧

資料6. 環境基準

資料7. 用語解説

資料1 松江市環境関連条例

1-1. 松江市生活環境の保全に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し必要な事項を定め、松江市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることにより、城下町の面影と優れた伝統文化を持った国際文化観光都市にふさわしい水とみどりの豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活に関する環境をいう。
- (2) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、海浜、キャンプ場その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック容器、紙容器、紙くず、たばこの吸殻等をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発及び燃焼をいう。

(松江市の責務)

第3条 松江市は、良好な生活環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 観光旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第7条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(水源の保全)

第8条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第9条 家庭排水及び事業活動に伴う排水を排出しようとする者は、直接河川等に放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽の設置者は、定期的に清掃等を行うことにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(再生利用の促進)

第11条 何人も、空き缶等のうち、再生利用が可能なものは、回収が可能な容器に投入する等により、資源の有効利用の促進に努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

第12条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(空き地の管理)

第13条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、除草及び清掃を行い、空き地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(近隣騒音等の防止)

第14条 何人も、近隣の迷惑となる騒音、悪臭を発生させないように努めなければならない。

2 何人も、公共の場所において夜間(午後10時から翌朝日の出までをいう。)における花火をしてはならない。

(夜間花火の特別禁止区域の指定)

第15条 市長は、夜間花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を夜間花火特別禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。

3 禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び変更における準用)

第 16 条 禁止区域の指定の解除及び変更については、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(土砂等の流出防止)

第 17 条 工事を施行しようとする者は、土砂、廃材等が飛散し、流出し、又は堆積しないよう努めなければならない。

(積載物の飛散防止等)

第 18 条 土砂、廃材等を運搬する者は、その運搬により積載物が落下し、若しくは飛散し、又は粉じんが発生しないよう努めなければならない。

(愛がん動物の管理)

第 19 条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第 20 条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

(日照、電波障害の防止)

第 21 条 建造物を建設しようとする者は、近隣の日照に配慮するとともに、電波障害の発生の防止に努めなければならない。

第 3 章 生活環境保全審議会の設置

(設置及び権限)

第 22 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、松江市生活環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、生活環境の保全に関し必要な事項を調査し、又は審議するものとする。

3 審議会は、生活環境の保全に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 23 条 審議会の委員は、生活環境の保全に関する学識経験のある者その他市長が適当と認める者で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任命し、又は委嘱した委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 26 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議に付すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(会議)

第 27 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第 28 条 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

第 4 章 雑則

(啓発等)

第 29 条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めるものとする。

(表彰)

第 30 条 市長は、生活環境の保全に関し、特に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(生活環境保全推進員)

第 31 条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

(生活環境保全協定の締結)

第 32 条 市長は、生活環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、市長から生活環境の保全に関する協定を締結するよう求められたときはこれに応ずるよう努めなければならない。

(指導等)

第 33 条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 市長は、生活環境の保全のために特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第 34 条 市長は、第 15 条に定める禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。
(罰則)

第 35 条 前条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。
(立入調査)

第 36 条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、職員をして必要な場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に開かれる審議会の会議は、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日の前日までに、合併前の松江市の生活環境の保全に関する条例(平成 7 年松江市条例第 36 号)、八雲村環境保全条例(平成 4 年八雲村条例第 29 号)、玉湯町環境保全条例(平成 8 年玉湯町条例第 15 号)、宍道町生活環境保全条例(平成 8 年宍道町条例第 27 号)、鹿島町夜間花火規制条例(平成 15 年鹿島町条例第 23 号)又は美保関町夜間花火規制条例(平成 16 年美保関町条例第 11 号)の規定によりなされた夜間花火特別禁止区域の指定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の鹿島町夜間花火規制条例、美保関町夜間花火規制条例の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 23 日松江市条例第 389 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

1-2. 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例(平成17年松江市条例第341号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示等)

第2条 市長は、条例第6条の規定により緑地保全区域又は自然環境保全区域(以下「保全区域」という。)を指定し、変更し、又は解除したときは、当該区域の属する土地の所在、地番及びその他必要な事項について告示するものとする。

2 市長は、前項の告示をしたときは、告示の日から15日以内に所有者及び占有者に対し、その旨を緑地(自然環境)保全区域指定(変更、解除)通知書(様式第1号)により通知するものとする。

(標識の設置)

第3条 市長は、保全区域を指定したときは、当該区域内の土地に、その旨を表示した緑地(自然環境)保全区域標識(様式第2号)を設置するものとする。

2 保全区域に指定された区域内の土地の権利者等は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承認を得ないで移転し、若しくは除去し、又は損傷してはならない。

(行為の届出の手續)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、緑地及び自然環境保全区域内における行為の届出書(様式第3号)によってしなければならない。

(届出を要しない行為)

第5条 条例第8条第2項に規定する通常管理行為及び軽易な行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 溝、せき、とい、水槽等の設置、修繕又は撤去

(2) 社寺境内地又は墓地において、石段、踏み石又は墓碑等の設置、修理及び撤去

(3) 防護柵、土留擁壁その他交通の安全を確保するため必要な施設の設置又は修理

(4) 通常自家の生活の用に充てるため必要な木竹の伐採

(5) 果樹その他農業用に栽培した木竹の伐採

(6) 樹木の保育のための下刈り、つる切り又は間伐

(7) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(8) 土地の形質を変更するおそれのない範囲内での土石の採取又は鉱物の掘採

(9) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

(10) 前各号に類する通常管理行為及び軽易な行為

(台帳の備付け)

第 6 条 市長は、保全区域の台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

3 調書には、保全区域につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定区域の名称

(2) 指定区分

(3) 所在地

(4) 面積

(5) 指定(変更、解除)の年月日

(6) 所有者又は占有者の住所、氏名

(緑地及び自然環境保全審議会の会長)

第 7 条 松江市緑地及び自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会に関する会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員の議席は、議長が定める。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、審議会に諮り関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、都市計画部公園緑地課において処理する。

(補則)

第 11 条 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

(身分証明書)

第 12 条 条例第 13 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(様式第 4 号)のとおりとす。

(買取り)

第 13 条 条例第 14 条の規定により土地等の買取りを行うときは、適正な価格で買い取るものとする。

2 前項の適正な価格については、地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条の規定による公示価格を基準としなければならない。

(資金のあっせん及び補助)

第14条 条例第14条の規定により、予算の範囲内において、次の各号のいずれかに該当するものについて資金のあっせん及び費用の一部を補助することができるものとする。

(1) 条例第3条第2項の規定により事業者が行う緩衝緑地の整備に要する費用

(2) 指定区域の維持管理に要する費用

2 前項に規定する補助のほか、指定区域の所有者に対し、指定区域に係る当該年度における固定資産税及び都市計画税相当額を補助することができるものとする。

3 第1項の規定による補助を受けようとする者は、緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付申請書(様式第5号)に工事計画書を添付して市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、緩衝緑地設置(指定区域維持)費補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項の通知を受けた者に、当該工事完了後速やかに緩衝緑地設置(指定区域維持)工事完了届出書(様式第7号)を提出させ、工事完了の検査後補助金を交付するものとする。ただし、工事計画書に適合していないときは、この限りでない。

6 第2項の規定による補助の申請及び当該申請に対する交付決定は、緑地及び自然環境保全区域補助金交付申請書(様式第8号)及び緑地及び自然環境保全区域補助金交付決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成17年5月23日松江市規則第287号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

1-3. 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、松江市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市民の責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物の容器及び便所等の周囲その他特に不潔となりやすい箇所を常に掃除し、必要に応じて消毒剤、殺虫剤を散布する等その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 道路に面する土地の占有者は、その面する道路の清潔を保つように努めなければならない。

3 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

4 土木、建築等の工事施行者は、生活環境の保全上支障が生じないようその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

5 公共の場所を汚した者は、速やかに掃除しなければならない。

(便槽の設置及び管理)

第5条 便槽は、市長の定める基準により設置するものとし、収集作業等に支障のないよう常に良好な状態で管理しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第 6 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定め、毎年度の初めに公表する。

2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度公表する。

(占有者の協力義務)

第 7 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物(ふん尿を除く。)については、可燃物、不燃物及び資源ごみ(再生利用が可能な廃棄物をいう。)を各別の容器に収納し、汚液が漏れないように良好な状態で管理し、収集計画に従って所定の場所に持ち出す等市長が示す方法に協力しなければならない。

(一般廃棄物の自己処分の基準)

第 8 条 前条の規定により、一般廃棄物を自ら処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条に定める基準に準じて処分しなければならない。

(ごみ容器への混入禁止)

第 9 条 第 7 条の容器には、次に掲げるものを混入してはならない。

(1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

(2) 土、石及び汚泥

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、清掃作業上支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理の申出)

第 10 条 土地又は建物の占有者は、継続して、又は臨時に一般廃棄物(自ら処分しない動物の死体を含む。)の収集を受けようとするときは、速やかに市長に申出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第 11 条 松江市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第 1 の 1 及び第 1 の 2 に定める手数料を徴収する。

2 臨時に処理を受けようとする者は、別表第 1 の 3 に定める手数料を徴収する。

3 前 2 項の手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の手数料を減額し、免除することができる。

(1) 市長が、手数料を納付する資力がないと認める者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

(既納の手数料)

第 13 条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料)

第 14 条 法第 7 条第 1 項及び第 6 項並びに浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による処理業又は清掃業の許可(許可証の再交付を含む。)を受けようとする者は、申請の際次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集、運搬業許可申請 1 件 8,000 円

(2) 一般廃棄物処分業許可申請 1 件 8,000 円

(3) 浄化槽清掃業許可申請 1 件 14,000 円

(4) 許可証再交付申請 1 件 3,000 円

(松江市が処理することのできる産業廃棄物)

第 15 条 松江市が処理することのできる産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のものとする。

2 事業者は、前項に規定する産業廃棄物の処理を受けようとするときは、その都度当該産業廃棄物の内容について市係員の点検を受け、かつ、運搬すべき場所及び方法についてその指示を受けなければならない。

(産業廃棄物の処理手数料)

第 16 条 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第 2 に定めるところにより徴収する。

2 前項の費用の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(費用の減免)

第 17 条 天災その他特別な事情があると市長が認めるときは、前条の費用を減額し、又は免除することができる。

(手数料等の納付方法)

第 18 条 別表第 1 の 1 に定める手数料については、収入証紙により納入しなければならない。

2 別表第 1 の 2 に定めるし尿くみ取処理の手数料については市長の発行する処理券、浄化槽汚泥等の手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 別表第 1 の 3 に定めるごみの処理手数料及び別表第 2 に定める産業廃棄物の処理手数料は、当該廃棄物を搬入した際納付しなければならない。ただし、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者、公共団体又は市長が認定する者が搬入する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年松江市条例第 8 号)、鹿島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年鹿島町条例第 4 号)、島根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年島根町条例第 23 号)、美保関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 48 年美保関町条例第 8 号)、八雲村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年八雲村条例第 6 号)、玉湯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 47 年玉湯町条例第 11 号)、宍道町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成 5 年宍道町規則第 11 号)又は八束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 51 年八束町条例第 10 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

注 次の附則第 3 項は、平成 22 年条例第 47 号により加えられ、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(手数料の特例)

- 3 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみの計画収集による収集・運搬・処分に係る手数料については、当分の間、市長が別に定める場合においては、別表第 1 の 1 の規定にかかわらず、20 リットルにあつては 12 円、30 リットルにあつては 15 円、45 リットルにあつては 18 円とする。

附 則(平成 22 年 10 月 1 日松江市条例第 47 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(第 1 条の規定による改正に伴う準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新廃棄物処理条例」という。)別表第 1 の 1 に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第 1 条の規定の施行日前においても行うことができる。

別表第1の1(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額
燃やせるごみ	計画収集による収集・運搬・処分	10リットル	10円
		20リットル	20円
		30リットル	30円
		45リットル	40円
紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
金属ごみ	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円

別表第1の2(第11条、第18条関係)

し尿	継続処理	収集、運搬、処分	18リットル又はその端数につき	190円
浄化槽汚泥等	継続処理	処分	18リットル又はその端数(月計)につき	58円

別表第1の3(第11条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額	
事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,500円
	燃やせないごみ	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,500円
その他の一般廃棄物	臨時処理	100キログラム又は端数につき	400円	
犬、猫等動物の死体	臨時処理	1頭につき	500円	

別表第2(第16条、第18条関係)

種別	取扱区分	単位	金額	
固形状の産業廃棄物	自己搬入	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,500円

1-4. 松江市きれいなまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者、所有者等が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料等を収納し、又は収納していた缶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の場所をいう。
- (6) 落書き 建物その他の施設に当該施設の所有者又は管理者の意思に反して描かれた文字、図形等で地域の美観を損ねるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等、事業者及び所有者等に対するきれいなまちづくりに関する意識の啓発をするとともに、必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、その居住する地域において、互いに協力して美化活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、きれいなまちづくりに関する意識の啓発に努めるとともに、自己の事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 何人も、公共の場所において、歩行しているとき、喫煙しないよう努めなければならない。

(落書きの禁止)

第 9 条 何人も、落書きをしてはならない。

(公共の場所における飼い犬の管理)

第 10 条 何人も、公共の場所において、飼い犬のふんを放置してはならない。

(美化推進地域の指定)

第 11 条 市長は、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を、美化推進地域(以下「推進地域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により推進地域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 前 3 項の規定は、推進地域を変更する場合について準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第 12 条 市長は、推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。

(喫煙制限区域における喫煙の制限)

第 13 条 何人も、喫煙制限区域の公共の場所において、吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙してはならない。

(美化推進計画)

第 14 条 市長は、第 11 条の規定により推進地域を指定したときは、推進地域に美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かなければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) きれいなまちづくりの推進に関する目標及び方針

(2) 市民等、事業者、所有者等の意識の啓発に関する事項

(3) 市、事業者、市民等及び関係団体等相互の連携に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか必要な事項

4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。

5 第 2 項及び前項の規定は、美化推進計画を変更する場合について準用する。

(指導等)

第 15 条 市長は、第 7 条、第 9 条、第 10 条及び第 13 条の規定に違反している者に対し、原状の回復その他必要な措置を講じるよう指導又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第 16 条 市長は、推進地域において、前条の勧告に従わない者に対し、原状の回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第 17 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第 19 条 第 16 条の規定による命令に違反した者は、2 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例の廃止)

2 みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例(平成 13 年宍道町条例第 17 号)は、廃止する。

資料2 計画策定経緯

■松江市生活環境保全審議会における審議経緯

項目	日時	審議事項等
第1回	平成21年 12月10日(木)	(1)「松江市環境基本計画」の行動計画・目標値の策定について (2)「松江市地域省エネルギービジョン」の見直しによる「松江市地球温暖化対策実行計画」の策定について
第2回	平成22年 2月19日(金)	(1)審議会の開催等のスケジュール(案)について (2)「松江市環境基本計画」における「施策体系」、「行政の取り組み」、「市民・事業者の行動方針」(案)について
第3回	平成22年 4月20日(火)	(1)「松江市環境基本計画」改訂のフローと役割(案)について (2)「松江市環境基本計画」の基本的事項のうち構成(目次)(案)について (3)「松江市環境基本計画」の施策体系(案)について
第4回	平成22年 6月25日(金)	「松江市環境基本計画」第4章のうち「自然環境の保全・活用」(案)について
第5回	平成22年 7月30日(金)	「松江市環境基本計画」第4章のうち「循環型社会の構築」(案)について
第6回	平成22年 8月27日(金)	(1)「松江市地球温暖化対策実行計画」の策定方針(案)について (2)「松江市環境基本計画」第4章のうち「地球環境の保全」(案)について
第7回	平成22年 10月28日(木)	(1)「松江市環境基本計画」第4章のうち「市民参加」(案)について (2)「松江市地球温暖化対策実行計画」の骨子(案)について
第8回	平成22年 11月29日(月)	(1)松江市生活環境保全審議会スケジュールの変更(案)について (2)「松江市環境基本計画」第4章のうち「市民参加」(案)について (3)「松江市地球温暖化対策実行計画」(案)について
第9回	平成23年 1月28日(金)	(1)「松江市環境基本計画」のうち第3章「計画の基本理念と松江市が目指す環境像」、第5章「重点プロジェクト」、第6章「推進体制と進行管理手法」(案)について (2)「松江市地球温暖化対策実行計画」(案)について
第10回	平成23年 2月24日(木)	(1)「松江市環境基本計画」のうち第1章「基本的事項」、第2章「松江市の現状」(案)について (2)「松江市地球温暖化対策実行計画」(案)について
第11回	平成23年 3月18日(金)	(1)「松江市環境基本計画」(案)について (2)「松江市地球温暖化対策実行計画」(案)について
第12回	平成23年 8月18日(木)	(1)「松江市環境基本計画」(案)及び「松江市地球温暖化対策実行計画」(案)の取り扱いについて
第13回	平成23年 10月12日(水)	(1)「松江市環境基本計画」(修正案)について

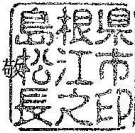
資料3 諮問・答申書

3-1. 諮問書

環 保 第 975 号
平成21年12月10日

松江市生活環境保全審議会
会長 瀬戸武司様

松江市長 松浦正敏



「松江市環境基本計画」及び「松江市地球温暖化対策実行計画」
について（諮問）

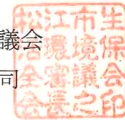
松江市の生活環境の保全に関する条例第22条第2項の規定に基づき、「松江市環境基本計画」の行動計画、目標値の策定及び「松江市地域省エネルギービジョン」の見直しによる「松江市地球温暖化対策実行計画」の策定について貴審議会の意見を求めます。

3-2. 答申書

平成23年11月24日

松江市長 松浦正敬様

松江市生活環境保全審議会
会長 瀬戸武司



「松江市環境基本計画」及び「松江市地球温暖化対策実行計画」について（答申）

平成21年12月10日付け環保第975号で、本審議会に諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、推進にあたっては市民、事業者と一体なった取り組みを行われるよう要望いたします。

記

1. 松江市環境基本計画（案） 別添のとおり
2. 松江市地球温暖化対策実行計画
東日本大震災により、国においてエネルギー政策の見直しが行なわれているところでありますので、国の政策が明らかになった時点で策定されたい。

資料4 松江市生活環境保全審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	瀬 戸 武 司	島根大学名誉教授
副会長	松 井 佳 久	まつえ環境市民会議代表
委 員	石 田 範 子	八雲地域協議会会長
委 員	小 草 通 男	松江市町内会・自治会連合会副会長
委 員	金 津 任 紀	松江商工会議所環境福祉委員会委員長
委 員	狩 野 文 男	松江八束森林組合組合長
委 員	神 田 立	元松江市立小学校長
委 員	小 原 央 子	松江地区介護支援専門員協会会長
委 員	竹 田 尚 子	NPO 法人おやこ劇場松江センター理事長
委 員	田 中 昌 子	島根県建築士会常務理事
委 員	中 村 幹 雄	日本シジミ研究所所長
委 員	福 島 利 光	松江市生活環境保全推進員代表
委 員	松 本 一 郎	島根大学教育学部准教授
委 員	持 田 力 男	くにびき農業協同組合常務理事
委 員	山 本 寿 子	松江市ボランティアセンター所長

(平成 21 年 12 月 10 日時点)

資料5 進行管理指標一覧

5-1. 「自然環境の保全・活用」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
					中間年度	最終年度
					H27	H32
			年度	数値	数値	数値
水質保全	穴道湖(COD75%値)	mg/l	H22	5.9	4.6	—
	中海(COD75%値)	mg/l	H22	5.3	5.1	—
	河川の水質(BOD75%値)の目標達成河川数 ※目標値:山居川 1.0mg/l・馬橋川 1.0mg/l・朝酌川 2.0mg/l・忌部川 0.8mg/l	箇所	H22	0	4	4
	堀川の水質(BOD75%値)	mg/l	H22	2.6	2.0	2.0
	緑(森林・農地・公園)・水辺の確保	植林本数及び面積(累計)	本 ha	H22	23,000 5.75	200,000 55.75
	市民一人あたりの緑地面積(都市計画区域)	m ²	H21	72	85	91

5-2. 「循環型社会の構築」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
					中間年度	最終年度
					H27	H32
			年度	数値	数値	数値
清掃活動の推進	クリーンまつえなど清掃活動の参加者の人口に対する割合	%	H22	6.5	15.0	20.0
ごみを減らそう 運動の推進	1人1日あたりのごみ排出量	g	H21	961	912	—
ごみの分別、 再使用・再生利用 の推進	リサイクル率	%	H22	27.0	30.3	—
	レジ袋有料化実施店舗数	店舗	H23	44	67	72
	マイバッグ持参率	%	H23	88.5	100	100

5-3. 「地球環境保全」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
					中間年度	最終年度
					H27	H32
			年度	数値	数値	数値
二酸化炭素の排出抑制・吸収促進	植林本数及び面積(累計) (再掲)	本 ha	H22	23,000 5.75	200,000 55.75	—
省エネルギーの普及促進	エコライフチャレンジしまねへの参加世帯数(累計)	世帯	H22	2,628	5,000	6,000
	1人あたりの電力消費量	kWh	H22	2,656	(H24) 2,449	2,313
新エネルギーの利用促進	余剰電力買取契約世帯の割合(安来市含む)	%	H22	2.1	(H24) 2.5	12.3
車社会への取り組み	島根県内のクリーンエネルギー自動車登録台数/総登録台数	%	H21	1.9	10.0	16.0
	路線バス利用者数	万人	H21	394	394	—
環境にやさしい観光地づくり	レンタサイクル利用台数	台	H21	3,755	6,000	7,500
環境保全型農業の推進	エコファーマー認定者数	人	H23	86	100	200

5-4. 「市民参加」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状		目標	
					中間年度	最終年度
					H27	H32
			年度	数値	数値	数値
情報提供の推進	松江市の環境関連ホームページへのアクセス件数	件	H22	16,038	24,000	50,000
環境教育の推進	啓発施設の利用者数(くりんぴーす)	人	H22	5,589	12,000	15,000
	「松江市児童生徒意識調査」における肯定的な回答割合(小4～中3の平均値)	%	H22	75.9 69.4	80.0 75.0	85.0 80.0
活動推進組織・ネットワークづくり	松江市内の環境保全に取り組むNPO法人数	法人	H22	29	40	50

資料6 環境基準

6-1. 大気

1. 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（昭和48.5.16告示）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（昭和48.5.8告示）
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（昭和48.5.8告示）
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（昭和53.7.11告示）
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。（昭和48.5.8告示）

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらぬよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。（平成9.2.4告示）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（平成9.2.4告示）
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。（平成9.2.4告示）
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。（平成13.4.20告示）

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。（平成11.12.27告示）

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

4. 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。(平成21.9.9告示)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

6-2. 騒音

1. 騒音に係る環境基準 (改正 平成17年5月26日環告45)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

6-3. 水質 (改正 平 21 環告 78)

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

a. 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/1 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

b. 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	15mg/1 以下	5mg/1 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/1 以上	—

備考

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1以下	0.005mg/1以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1以下	0.01mg/1以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1以下	0.03mg/1以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/1以下	0.1mg/1以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下

(2) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1 以下	5mg/1 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1 以下	2mg/1 以上	—	—

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/1以下	0.09mg/1以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/1以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平 21 環告 79）

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下
ほう素	1mg/l 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6-4. 土壌

1. 土壌の汚染にかかる環境基準 (改正 平成 22 環告 37)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 11 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 11 につき 0.05mg 以下であること。
砒 (ひ) 素	検液 11 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 11 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 11 につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 11 につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 11 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 11 につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 11 につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 11 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 11 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 11 につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 11 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 11 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 11 につき 1mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 11 につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 11 につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

参考：土壤汚染対策法に基づく土壤・地下水汚染に係る汚染指定基準

土壤汚染 対策法に 基づく分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L) H15.3.6 環境省告示第18号	土壤含有量基準 (mg/kg) H15.3.6 環境省告示第19号
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物等）	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	塩化ビニルポリマー	—	—
	1,4-ジオキサン	—	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	有機塩素化合物	—	—
	第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.01 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下
シアン化合物		不検出	遊離シアン 50 以下
水銀及びその化合物		0.0005 以下 アルキル水銀は不検出	15 以下
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000 以下
ほう素及びその化合物		1 以下	4000 以下
銅又はその化合物		—	—
亜鉛又はその化合物		—	—
ベリリウム又はその化合物		—	—
クロム又はその化合物		—	—
ニッケル又はその化合物		—	—
バナジウム又はその化合物	—	—	
第三種特定有害物質（農薬等）	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	不検出	—
	チラウム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	不検出	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—

6-5. ダイオキシン

1. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準（改正平成21環境告11）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

資料7 用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

信号待ちや荷物の積み降ろしなど、駐停車時に自動車のエンジンを停止させることをいいます。エンジン停止による燃料節約と排気ガス削減などの効果が期待されています。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。同法では都道府県知事（指定都市、中核市、特例市及び特別区においてはその長）が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととしています。また、平成12年5月に改正され、臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定されました。

アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまう恐れがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防対策が図られています。

石綿

「アスベスト」参照。

一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。一酸化炭素は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

一般環境大気測定局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局のことをいいます。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オ

フィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

ウォームビズ

暖房に頼りすぎず、冬のオフィスを暖かく、快適に過ごすビジネススタイルのことで、重ね着などをして、効率的に体感温度を保つことをいいます。

運輸部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」「民生業務部門」「産業部門」「運輸部門」の4部門別に推計します。

乗用車やバス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門におけるエネルギー消費を対象とします。

エコアクション 21

全ての事業者が環境への取り組みを効果的かつ効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドラインです。ISO14001と違い、国内認証制度にあたりませんが、取得に要する費用や負担が軽減されていることが特徴です。

エコショップ

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のことをいいます。島根県では、「しまねエコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定しています。

エコショップまつえ

持続可能な循環型社会を目指し、市民への情報提供及び情報発信を行うことにより、市民の環境に対する意識の向上を図り、市民主導の活動の拠点とすることを目的として、松江市天神町に開設しています。

エコタウンまつえ

環境政策を推進させる伝達機関として、また、市民の暮らしの知恵や耳寄りな話、地域で活躍する人々の紹介など、市民が環境に関する情報を共有することを目的として、市民記者が作成する情報誌です。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方をいいます。

エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法のことで、アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指します。

エコファーマー

「持続農業法」に基づき、たい肥などで土づくりを行った水田や畑で、化学肥料や化学農薬の使用料を本県における標準的な使用量の7割以下に抑えて農産物を栽培する農業者の内、県知事の認定を受けた方をいいます。

エコポイント制度

(家電エコポイント制度)

地球温暖化対策、経済の活性化及び地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電の購入により様々な商品・サービスと交換可能な家電エコポイントが取得できる制度です。

(住宅エコポイント制度)

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。

エコロジー農産物

「エコファーマー」が、化学肥料と化学農薬の使用量を本県における標準的な使用量の「半分以下」で栽培した農産物で、県知事の推奨を受けた環境にやさしい農産物です。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機として昭和54年に制定されました。

平成20年6月の改正によって、年間エネルギー使用量の合計値が原油換算1500kLを超える事業者は、その使用量の国への届出が義務付けられました。松江市も、この対象に含まれることになりました。

大橋通賑わい交通社会実験

松江市が平成21年8月から11月までに計7回実施した交通社会実験です。大橋通への一般車両の流入を規制し、交通に与える影響や環境負荷の低減効果などを検証しました。

オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素(O_2)がオゾン(O_3)に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20~25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた法律。1987年（昭和62年）に採択され、日本は1988年（昭和63年）に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

オフィスミックス古紙

オフィスなどで発生する不要な紙類から、誰でも見分けのつく「古新聞」「段ボール」「雑誌類」の3種類を取り除いたもの（使用済みコピー用紙、封筒、シュレッダーごみ）をいいます。

オフセットクレジット(J-VER^{ジェイバー})

直接削減できない二酸化炭素の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボンオフセットに用いるために発行されるクレジットのことを指します。国は、国内で行われる排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のうち一定基準を満たすものをオフセットクレジットとして認証する仕組みの構築を目指しており、将来的にクレジットが市場で自由に取引されるようになれば、企業や個人、自治体などによるカーボンオフセットの取組みが進むことが期待されます。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

【か行】

外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)

いわゆる環境ホルモンのことをいい、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のことです。環境中に存在する化学物質が動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼす可能性があるとして指摘されています。

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物のことです。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体へ著しい影響等を生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的（意図的又は非意図的）にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物とされています。

化学的酸素要求量

「COD」参照。

カーシェアリング

一定エリアで、自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態のことをいいます。利用者は自ら自動車を所有するのではなく、「共有=シェア」して「使用」という仕組みで、マイカーを所有しないため、経済的にも地球環境にもやさしい新しい車の使い方として取組みが広がりつつあります。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し、必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律です。

家庭部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」「民生業務部門」「産業部門」「運輸部門」の4部門別に推計します。

家庭部門は、自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とします。

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において、どうしても排出が避けられない温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動（例えば、植林やクリーンエネルギー関連事業など）に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。イギリスを始めとした欧州、米国等での取組みが活発であり、我が国でも民間での取組みが広がりつつあります。

カーボンフットプリント

商品及びサービスの製造から販売等に至るまでの間で排出される温室効果ガスを二酸化炭素に換算し、商品等に表示する取り組みのことです。

環境アドバイザー

しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のことです。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されています。

環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称です。

環境カウンセラー

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民や NGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言などを行う人材として登録されている方々。環境省の実施する審査を経て登録されます。

環境学習

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことをいいます。

環境家計簿

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のことです。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられます。島根県版を、「エコライフチャレンジしまね」といいます。

環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のことです。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。

環境配慮促進法

平成 16 年 6 月に制定された法律で、事業活動による環境保全についての配慮が適切になされることを確保するため、環境報告書の作成及び公表を求めることを目的とした法律です。

環境報告書

事業者が、事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組みの体制などの状況をまとめ、公表

するための報告書のことをいいます。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）」参照。

環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのことです。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めた ISO14001 があります。

環境リスク

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響を及ぼすおそれ（可能性）のことをいいます。

環境を創る企業の会

様々な活動の中から松江県域の特色を踏まえた環境づくりや環境ビジネスを創造し、自ら考え、自ら行動するための組織として平成 15 年に設立されました。

間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業をいいます。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

間伐材

森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。

気候変動に関する国際連合枠組条約

一般的に気候変動枠組条約と呼ばれています。地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため 1992 年（平成 4 年）5 月に採択され、1994 年（平成 6 年）3 月に発効しました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課しています。

汽水域

汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾のことをいいます。汽水とは、河

川などから流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩分濃度の水体です。その塩分濃度については多くの異なる規定が与えられており、一般には 0.2‰～30‰の広い範囲のものを含みます。汽水域では汽水が表層に広がり、下層にはより塩分濃度が高い海水が存在するのが普通です。汽水域に生息する生物は塩分濃度の変化に耐えるものが多く、汽水域は外海によって他の汽水域から隔離された環境となることが多いため、分布範囲の限られた生物種が多く、独特の生物相がみられることもあります。

喫煙制限区域

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、美化推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定しています。平成 22 年 7 月現在、JR 松江駅周辺、塩見縄手周辺、けやき通り周辺、青石畳通り周辺の 4 箇所を指定しています。

京都議定書

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。2005 年 2 月に発効されました。

京都議定書目標達成計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、平成 17 年 4 月に閣議決定され、平成 20 年 3 月に改正された、京都議定書による我が国の 6%削減約束を達成するために必要な対策・施策を盛り込んだ計画のことです。

業務部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」「民生業務部門」「産業部門」「運輸部門」の 4 部門別に推計します。

業務部門は、企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業等の第三次産業等におけるエネルギー消費を対象とします。

業務用生ごみ処理機設置補助金

松江市では、ホテル・旅館・飲食店頭を対象に業務用生ごみ処理機購入にかかる費用の一部を補助しています。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律です。平成 13 年に施行されました。

クリーンエネルギー自動車

石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車です。

グリーン経営認証

交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。（トラック事業：2003年10月1日から、バス・タクシー事業：2004年4月1日から、旅客船・内航海運・港湾運送・倉庫業：2005年7月1日から開始されました。）

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。グリーン調達も同義語です。

グリーン製品

製造や使用に際して、環境への影響が少なくなるように設計された製品をいいます。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

グリーン電力証書

太陽光や風力など再生可能なエネルギーによって発電された電力に対して発行される証明書のことです。証明書を購入することは、企業にとっての自主的な環境対策の推進や、企業イメージの向上等にもつながります。

グリーンのかーテン大作戦

「まっえ環境市民会議」による、市内公民館や住宅等においてゴーヤ等を活用したグリーンのかーテンを設置し、省エネを推進するための取り組みです。

クールビズ

夏季を快適に過ごすためのビジネスファッションのことで、ノー上着やノーネクタイのような軽装スタイルをいいます。温室効果ガス削減のために、夏の職場の冷房時の室温を28度に設定し、その中で快適に業務を行えるように、環境省が提唱しました。

くりんぴーす

川向リサイクルプラザに併設している、リサイクルに関する教室・研修・イベントなどを行う啓発施設です。

景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のことをいいます。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律です。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目のことです。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、6 価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等 26 項目が定められています。また、要監視項目としてクロロホルム等 27 項目が設定されています。

賢明な利用(ワイズユース=Wise Use)

生態系の自然財産を維持し得るような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用することです。ラムサール条約で提唱された考え方です。

光化学オキシダント(OX)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線(紫外線)によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質のことです。光化学スモッグの主な原因とされています。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休農地と同義語として扱われています。

国土利用計画

国土利用計画法第4条の規定に基づき、第2条に示された国土利用の基本理念に則して、公

共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。

国内排出量取引制度

設定された温室効果ガスの排出総量について、排出枠を個々の主体に分配し、他の主体との排出枠の取引を可能とする制度です。

湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に緊要な対策が必要として環境大臣が指定した指定湖沼（現在、琵琶湖、霞ヶ浦等 11 湖沼）ごとに、関係都道府県知事が環境大臣の同意を得て策定します。COD（化学的酸素要求量）、総りん及び総窒素（排水規制対象湖沼のみ）について水質改善目標値を設定し、湖沼の水質保全に資する事業に関する方針、水質保全に資する事業に関する事、規制その他の措置に関する事等を定めています。

湖沼水質保全特別措置法

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律です。

こどもエコクラブ

1995 年に、当時の環境庁が環境教育、環境学習に関する施策の一つとして、子どもたちが主体的に行う環境問題に関する学習や取り組みを支援することを目的として発足したクラブのことをいいます。

ごみ減量貯金箱

松江市におけるごみ減量の新たな取り組みとして、平成 20 年度にスタートしました。家庭や事業所で減らしたごみの量をお金に換算し（千円/t）、松江市のより良い環境作りのために市民や事業者還元しています。

コミュニティバス

市町村等の自治体が、バス交通等が整っていない地域などで住民の移動手段を確保するために運行する比較的小規模な路線バスのことをいいます。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのことをいいます。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれます。

里海

適切な人為的管理により人間が海と共にくらしてきた文化が色濃く残されているような、里とその海辺を指します。

里地

平成6年の国の「環境基本計画」に織り込まれた概念で、農林漁業が営まれ、人と自然が共生した暮らしが営まれている地域のことをいいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

産業部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」「民生業務部門」「産業部門」「運輸部門」の4部門別に推計します。

産業部門は、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費を対象とします。

酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したものをいいます。通常、pH（水素イオン濃度）5.6以下の雨を酸性雨といいます。

自然環境保全地域

ほとんどの人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域のことをいいます。

自然公園

優れた自然の風景地として、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき指定された地域のことをいいます。自然公園の区域内では、様々な規制により自然を保護する一方、多くの人々に豊かな自然とふれあい、自然の大切さについて理解を深めてもらうよう利用の増進も図られています。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業のことをいいます。一般に植栽後の

数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用等により、新築や改修した住宅の入居者、新築や改修したばかりのオフィスビルの執務者が、室内へ入ると気分が悪くなる、だるい、のどや目が痛い、咳が出る等の体調不良が生じているとの訴えが報告されています。症状が多様で、症状発症の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、さまざまな複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれています。また、その住宅やオフィスビルから屋外へ出ると症状は和らぐものといわれています。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局のことです。

自排局

「自動車排出ガス測定局」参照。

しまねグリーン製品

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品をいいます。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しようとするものです。

市民農園

都市住民など、農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であると言えます。有価・

無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業のことです。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施します。

省エネナビ

家庭等での省エネルギー効果がひと目でわかるように、家庭内での電力消費量や金額換算値を表示する機器のことをいいます。

省エネルギー診断

工場やビル等を、省エネルギーの視点から、建物の仕様や設備システム及び現状のエネルギー使用量について調査・分析し、それぞれの建物に合った省エネルギー手法を見出すことをいいます。

使用済み自動車の再資源化等に関する法律

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度。解体業者などの関係事業者は全て都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済み自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当します。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

森林セラピー

森の地形や自然を利用して健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法のことをいいます。森が持つ癒し効果を科学的に解明し、心と体の健康に活かしていこうという取り組みが進められています。

水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のことです。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のことでもあります。水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っています。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律です。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

スマートグリッド

人工知能や通信機能を搭載した計測機器等を設置して電力需給を自動的に調整する機能を持たせることにより、電力供給を人の手を介さずに最適化できるようにした電力網です。まだ具体的な内容が確定したものではありませんが、既存電力システムの改革に関わる全ての要素を包含し、再生可能エネルギーへの転換に向けて大きな期待が寄せられています。

スマートメーター

通信機能付きの電力量計。利用量の遠隔検針はもとより、将来的にはメーターを経由して家電機器などとの情報通信ネットワークが構築され、利用状況に応じた電気契約内容や電気機器の使い方等に関するアドバイスを実施することなどが可能となります。

生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めています。

生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

生物化学的酸素要求量

「BOD」参照。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律です。

全窒素

無機態窒素と有機態窒素の合計量をいいます。有機態窒素は生物体の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物体自身または排泄物中に含まれます。生物体となった窒素はその生物体がベントスであれば、直ちに水中から除去され、またプランクトンであっても沈降し得るため水中から除去され得ます。しかし、生物体自身がアンモニアとして窒素を放出したり、生物の遺骸や排泄物の分解により再び無機化して水中に戻ったりするのです。総窒素ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つであり、富栄養化のおそれのある湖沼および海域について、環境基準および排水基準が定められています。

全りん

有機態りん（水質の健康項目でいうところの有機りんではなく、有機態のりんの総量を指す。）と無機態の合計量をいいます。窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示すこととなります。総りんともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。富栄養化のおそれのある海域および湖沼について、環境基準および排水基準が定められています。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く、一般騒音に適用されます。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

【た行】

第一約束期間

京都議定書で定められた温室効果ガスの削減目標を達成すべき期間として定めた 2008 年から 2012 年の 5 年間のことです

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律です。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準 (耐容一日摂取量及び環境基準) の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

待機時消費電力(待機電力)

家電機器などを使用していない状態で消費される電力のことをいいます。地球温暖化防止の対策の一つとして待機電力の節減が注目されています。

太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のことをいいます。

太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯や冷暖房などに利用されています。

地球温暖化

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がること。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻な影響をもたらされると考えられています。2005年2月に京都議定書が発効され、これによって日本は温室効果ガスの総排出量を1990年レベルに対し、2008年から2012年までの間に6%の削減が義務づけられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

平成10年に制定され、平成20年6月の改正により、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し等が行われ、事業所単位から事業者単位による排出量の算定・報告に変更されました。

地産地消

地域でとれた農産物を地域の人たちが消費することをいいます。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待されています。

窒素酸化物(NOx)

物が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NOx)が必ず発生します。発電所や工場のボイラーおよび自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素(NO₂)となり大気中に排出されます。通常、この一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼びます。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがあります。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。

中国自然歩道(長距離自然歩道)

自然の中を歩くことにより、地域の豊かな自然や歴史、文化に親しんでもらい、あわせて自然保護に対する意識を高めてもらおうという趣旨で、環境省が路線決定し、都道府県や市町村が整備・管理している歩道をいいます。

8圏域（東海・九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿）で昭和45年から順次整備され、現在整備中の北海道自然歩道が完成すると、全国ネットワークが完成します。

中山間地域

一般的には「平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」（農業白書・平成元年度）とされています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律です。

ツリーバンク事業

開発等により伐採が予定されている樹木を掘り取り、一定期間生育した後、公共施設等の緑化に活用する県の制度のことをいいます。

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいます。

デポジット制度

一定の金額を預かり金（デポジット）として販売価格に上乘せし、製品（容器等）を返却するときに預かり金を消費者に戻す仕組みです。

電気自動車向け高速充電器

電気自動車の、家庭外での高速充電を可能とするための充電設備です。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）

エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保等を目的に、電気事業者に対して、毎年その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等の電気の利用を義務付け、新エネルギー等の利用の推進を図る法律です。

電力買取制度

太陽光発電による余剰電力を買い取るための制度で、平成21年11月から買い取り価格が見直され、住宅用では1kWhあたり48円と、従来約2倍となりました。

特定悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するものです。（現在22物質が指定されています。）都道府県知事が指定した地域では、これらの物質について敷地境界における濃度等が規制されます。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律です。環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入されました。

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律です。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律です。平成 18 年 6 月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収工程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成 19 年 10 月 1 日に施行されました。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。

【な行】

75%値

年間 n 個の日間平均値を水質の良いものから並べた時、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値をいいます。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、その数を超える最小の整数番目の数値。環境基準に適合しているか否かは、環境基準点における 75%値で判断します。

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物 (NO_x) は空気中で物が燃えると必ず発生します。窒素 (N₂) は空気中にも燃料にも含まれていますが、物が燃えるときには、これが酸素 (O₂) と結合して、一酸化窒素 (NO) という気体が発生します。一酸化窒素 (NO) は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素 (NO₂) となります。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物 (NO_x) と呼びます。窒素酸化物によって汚

染された空気を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど更には胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められています。

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもので、水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成し、酸素は大気中の酸素を用います。

農業集落排水施設

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として、雨水や汚水を処理する施設のことをいいます。

概ね千人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道施設のことです。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律です。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害（イタイイタイ病）や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

【は行】

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいいます。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められています。

バイオディーゼル燃料(BDF)

植物性油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料で、廃食油を精製することでも作ることができます。ディーゼル・エンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電器等に使用されています。石油燃料（化石燃料）の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして現在世界中で注目を浴びています。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

バイオマスタウン構想

市町村が策定する、地域のバイオマス利活用計画にあたります。構想を策定することで、農林水産省から「バイオマスタウン」としてバイオマスヘッドクォーターに公表される。地域のバイオマス利活用を計画的に推進できるとともに、各種支援を受けることが可能となります。

バイオマスボイラー

農林産廃棄物などのバイオマスを燃料としたボイラーです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質のことをいいます。

ハイブリッド車

ガソリン・エンジンやディーゼル・エンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化炭素等の排出量が少ないことが特徴です。

パーク&ライド

自動車を駅周辺の駐車場に停めて、電車やバスなどの公共交通機関に乗り換えてもらうことで、自動車利用を抑制するための方策です。

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活・行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）をなくして、安心して暮らせる環境をつくることをいいます。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件及び動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のことです。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、この問題に対する地域協力体制の確立を目的として、各国の自主的な参加、貢献の下で設立されているネットワークです。参加国は共通の手法を用いて酸性雨のモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水の4分野）を行っており、得られたデータはネットワークセンターに集積され、解析、評価及び提供がなされています。また、データの質の向上のため、精度保証・精度管理活動等も推進しています。事務局は国連環境計画（UNEP）が指定されており、アジア太平洋地域資源センター（バンコク）においてその活動を行っています。また、ネットワークセンターには、□日本環境衛生センター・酸性雨研究センター（新潟県）が指定されています。現在の参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ロシア、タイ及びベトナムの13か国です。

美化推進地域

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、市内の公共の場所において、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を美化推進地域として指定しています。平成22年7月現在、JR松江駅周辺、宍道湖公園線通り周辺、塩見縄手周辺、ヘルンの道周辺、けやき通り周辺、青石畳通り周辺の6箇所を指定しています。

非特定汚染源

工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、山林等の地域を発生源とする負荷や降雨等に伴って大気中から降下してくる負荷のことをいいます。

ヒートポンプ

二酸化炭素やオゾンなどの冷媒を圧縮し液化させると発熱し、膨張し気化させると吸熱します。この熱の移動を利用した冷暖房などを行うシステムのことをいいます。

フィールドミュージアム

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然系博物館のことです。島根県の主要な施設としては「三瓶自然館」があり、「フィールドセンター」、「野生鳥獣観察舎」、「自然観察入門広場」、「自然観察路」、「自転車路」、「登山路」等が整備されています。

風力発電

自然のエネルギーである風力を風車で利用して回転エネルギーに変換し電力エネルギーを得る方法です。

富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移することをいいます。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となります。

賦存量

理論的に算出する潜在的なエネルギー資源の量を指します。エネルギーを利用するに当たっての地理的条件など制約要因は考慮に入りません。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものをいいます。SPMは、微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験（海辺の資源を活用したマリレジャーや漁業体験、トレッキングなど）を通し、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称です。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のことです。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると指摘されています。

フロン回収・破壊法

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」参照。

粉じん

物の破碎やたい積等により飛散する物質を指します。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在アスベストが指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

ペレットストーブ

木質ペレットは、丸太、樹皮など木質バイオマスを原料に作られます。原料を細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して成形したものです。これを燃料とするストーブをペレットストーブと呼びます。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称です。

ホルムアルデヒド

刺激性のある気体で木質建材などに使われています。ホルムアルデヒドの37%水溶液（安定剤として5～13%のメタノールを含む）はホルマリンと呼ばれ、消毒剤、防腐剤、組織固定剤として使用されます。大気環境では、化石燃料や廃棄物の不完全燃焼によって生成するホルムアルデヒドが問題となり、生活環境では、ホルムアルデヒドとフェノール類、尿素またはメラミンを反応させる合成する樹脂（フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂など）の成形品、またはそれらの接着剤を使った合板、木質系ボードにおける未反応のホルムアルデヒドが空気中に拡散して室内空気の汚染を引き起こすほか、食器の場合には食品への溶出が問題となります。ホルムアルデヒドはシックハウス症候群を引き起こす原因物質の一つと言われ、1997年6月には厚生労働省の室内濃度の指針値として $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）が設定されていて、2002年7月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められ、翌年7月から法規制が行われています。

【ま行】

松江市一斉ノーマイカーウィーク

松江市において平成21年10月19日から23日にかけて行った、市民・事業者参加によるノーマイカー実施の社会実験です。

松江市エコオフィス実践計画

平成13年に策定した、松江市が環境に配慮した事務事業を行うための具体的な実行推進計画です。

松江市きれいなまちづくり条例

市民や事業者、行政が協働でまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため、平成18年10月1日に施行しました。松江市全域において「空き缶たばこの吸い殻の投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の4つの行為を禁止するとともに、美化推進地域・喫煙制限区域における命令違反者には2万円以下の過料（罰則）が科せられます。

松江市グリーン調達推進方針

平成13年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行されたことを受け、同法に基づく松江市における調達方針を作成しました。環境汚染物質が使用されていないこと、再使用・リサイクルが可能であることなどを物品選択の基本的な考え方と位置づけています。

松江市ごみ減量等優良事業所

「環境を創る企業の会」に所属し、ごみの減量・再利用などに積極的に取り組んでいる松江市内の事業所を認定するもので、その事業所の活動状況などについて松江市の広報誌などで紹介しています。平成22年7月現在、15事業所が認定されています。

松江市ごみ集積施設整備事業補助金

景観に配慮したごみ集積施設（箱）を設置するため、58世帯以上が利用するものに対して、利用世帯数に応じた補助を行っています。

松江市事業所用太陽光発電導入促進事業

松江市が、事業所用太陽光発電システムを設置する事業者の方を対象として補助金を交付するものです。

松江市住宅用太陽光発電導入促進事業

松江市が、家庭用太陽光発電システムを設置する市民の方を対象として補助金を交付するものです。

松江市生活環境保全功労者表彰

松江市内において、生活環境の保全に関し、特に貢献した個人・団体を表彰する制度。

松江市生活環境保全推進員

「松江市生活環境の保全に関する条例」に基づき、地域における生活環境の保全を推進するための人材として、松江市長より委嘱されています。

松江市電動アシスト付き自転車購入費補助制度

松江市が、マイカーを使わずに移動する人を支援するため、電動アシスト付き自転車を購入する市民の方を対象として補助金を交付する制度です。

松江市民大学環境カレッジ

身近な問題についての講座や「生きがい」や「心の豊かさ」につながる内容まで様々な講座を行う松江市民大学の環境講座。

マニフェスト

産業廃棄物の排出者が処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者より管理票の写しの送付を受けることにより、排出者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことをいいます。

緑と花のまちづくりコンクール

花と緑に彩られた明るい住みよいまちづくりをめざし、市民の自主的なまちづくり活動を推奨するための春・夏・秋の花のコンクール。

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいいます。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果があります。

緑の基本計画

市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

モニタリング

大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境を監視・調査すること。

モントリオール議定書

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」参照。

【や行】

有害大気汚染物質

古くから問題となり規制の対象とされてきた窒素酸化物（NO_x）や硫黄酸化物（SO_x）などの大気汚染物質以外の、大気中に微量に存在する種々の有害な物質及び物質群の総称です。一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念されるものです。日本の「大気汚染防止法」では「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。

有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。一般的には、耕作放棄地と同義語として扱われています。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初から

できるだけ多くの方が利用可能であるように施設や製品、情報をデザインすることをいいます。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律です。

4R

「ごみになるものをもらわない (Refuse)」「ごみを出さない (Reduce)」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う (Reuse)」「出たごみはリサイクルする (Recycle)」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことを指し、それぞれの頭文字をとって「4R」と呼びます。

【ら行】

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年(昭和46年)に採択、1975年(昭和50年)に発効し、日本は1980年(昭和55年)に加入しました。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

リサイクル(Recycle)

一度使ったものを廃棄せず、再資源化して利用することをいいます。牛乳パックや段ボールなどを回収してトイレットペーパーにしたり、新聞紙にしたりして別の物をつくることをいいます。

リターナブルびん

洗って繰り返し使うことができるびんのことで、びんの上部に「Rびん」マークが付いています。

リデュース(Reduce)

必要なものは、必要な量だけ買うことをいいます。詰替え商品を利用しましょう。

リフューズ(Refuse)

必要のない物は断ることをいいます。スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸などを購入時に断ったり本当に必要な物以外を衝動買いしない行動をいいます。

硫化水素(H₂S)

水素の硫化物で、腐った卵のような臭いのする無色の有毒気体です。毒性が非常に強いこと

から、近年、硫化水素による自殺が社会問題となっています。

リユース(Reuse)

一度使った物を廃棄せず、そのままの形で再利用することをいいます。ビール瓶や一升瓶など洗って何度も繰り返し使用することや、着なくなった服などをフリーマーケットに出すことなどをいいます。

レジ袋削減推進協議会

「環境を創る企業の会」の呼びかけにより、市内スーパーなど事業者と市民団体、松江市により平成 20 年 10 月に設立されました。レジ袋削減の必要性、レジ袋無料配布中止の合意形成や実施手法・時期について議論を重ね、平成 22 年 4 月 1 日からのレジ袋の有料化を決定しています。

レッドデータブック

野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅の恐れのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした本のことです。

【B】

BDF(Bio Diesel Fuel)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油から作られる軽油代替燃料の総称です。ディーゼル・エンジン燃料として使用できるため、二酸化炭素削減の手段となります。

BOD(Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことをいいます。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量を□/L で表したものです。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示します。

【C】

CNG(圧縮天然ガス)

軽油に比べて窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素の発生が少ないことが特徴で、松江市交通局では、軽油にかわる市営バスの代替燃料として活用しています。

COD(Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のことをいいます。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標で、有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量を□/L で表したものです。数値が大きいほど有機物が多いことを示します。

【I】

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定める、環境マネジメントシステムの国際規格です。環境マネジメントシステムとは組織が活動する際に、「環境になるべく負荷をかけないような活動」を行うとともに、その活動を継続的に改善していく仕組みのことです。

【L】

LRT(次世代型路面電車システム)

Light Rail Transit の略で、低床式車両の活用や軌道の改良による乗降の容易性、定時制、快適性などの面で優れた特徴を發揮する次世代の軌道系交通システムのことです。道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として期待されており、松江市においても導入に向けた検討が行われています。

【P】

PCB(Polychlorinated Biphenyl)

ポリ塩化ビフェニルのことをいいます。水に極めて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。また、分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、中でもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。一般的にPCBの中毒症状として目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PRTR法(Pollutant Release and Transfer Register)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。日本では1999年から制度化されました。

松江市環境基本計画

平成 23（2011）年 12 月策定

発行：松江市環境保全部環境保全課

〒690-0826 松江市学園南一丁目 17-24

TEL (0852) 55-5687

E-mail : k-hozen@city.matsue.lg.jp